

大規模災害時における交通安全施設に関する支援協定

福岡県（以下「甲」という。）と一般社団法人福岡県交通安全施設業協会（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した場合における交通安全施設に関する支援（以下「支援」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福岡県内において風水害、地震、その他福岡県災害対策本部が設置される等の大規模な災害（以下「大規模災害等」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合、甲又は県土整備部が所管する事務所等の長（以下「事務所長等」という。）が行う応急対策工事の実施に当たり不足する資機材の貸与、又は緊急対策が必要な交通安全施設工事を実施し、もって道路交通等の危険防止、安全確保に資することを目的とする。

（支援の実施範囲）

第2条 支援の実施範囲は、原則として福岡県県土整備部所管の施設とする。

（支援の実施内容）

第3条 甲又は事務所長等は、福岡県内に大規模災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合に必要と認めるときは、乙に第2項に規定する支援を要請することができるものとする。なお、要請は原則として書面によるが、緊急の場合は口頭または電話等により行い、後日速やかに書面で要請手続きを行なうものとする。

2 乙の支援は以下の事項とする。

- (1) 供給可能な資機材（標示板、保安灯、防護柵、土のう等）の貸与
- (2) 交通安全施設工事

3 乙は、甲から要請があった場合には、特別な理由がない限りこれに応ずるものとする。

4 乙は、前2項に定める支援を行うにあたっては、甲又は事務所長等が工事又は支援を別途要請した者と調整し、お互いに協力しなければならない。

5 上記に係る手続きの詳細については、別に実施要領に定めるものとする。

（支援の実施体制）

第4条 甲及び乙は、緊急連絡先名簿を作成し、毎年度当初に確認するものとする。また、変更が生じた場合も同様とする。

2 乙は、連絡体制表を作成し、毎年度当初に甲に提出するものとする。また、変更が生じた場合も同様とする。

3 乙は、支援を早急に実施できるように予め必要な実施体制を定め、毎年度当初に甲に提出するものとする。また、変更が生じた場合も同様とする。

（経費の負担）

第5条 第3条第2項に規定する支援について、同第1号に要する経費については、資機材の運搬を含め、乙の会員が負担する。同第2号に要する経費については、甲が負担するものとする。

（工事の契約）

第6条 乙の会員が、第3条第2項第2号に定める工事を実施するときは、甲又は事務所長等と乙の会員による工事請負契約を締結するものとする。また、1工事あたりの工事金額は、500万円未満とする。ただし、災害の状況や規模によってはこの限りではない。

（有効期限）

第7条 この協定は、協定を締結した日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了を通知しない限り継続する。

（その他）

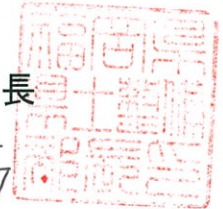
第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年9月11日

(甲) 福岡県県土整備部長

山本 巧



(乙) 一般社団法人福岡県交通安全施設業協会会長

田中 賢哉

